

第3節

男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

仕事と家庭の両立については、男女を問わず推進していくことが求められる課題である。父親に対しても子育ての喜びを実感したり、子育ての責任を認識しながら、積極的な子育て参加を促進していくことが一層求められている。このため、男性労働者が子育てのための休暇等（育児休業・看護休暇・年次有給休暇等）を取得しやすくするための取組を普及していくことが必要である。次世代法に基づく行動計画策定指針において、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の内容に関する事項として、子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる者につ

いて、例えば5日程度の休暇を取得しやすい環境を整備する旨が盛り込まれている。

これを踏まえて、2005（平成17）年より、男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組を行う事業主に対して助成することにより、男性の育児参加を支援している。

また、市町村が主体となり、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、父親が主体となった子育て支援活動（父親サークルの育成、父親のための子育てサロン）や、商工会などと連携した父親育児参加シンポジウムの開催などに対して支援（子育てパパ応援事業）を行っている。

第4節

労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

1 仕事と生活の調和の考え方の浸透のための取組

仕事と生活の調和のとれた働き方を推進するため、厚生労働省においては、企業経営者、経営者団体、有識者の参集を求め、「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、検討結果を2006（平成18）年10月に提言としてとりまとめを行った。この提言は、男性も育児参加できる働き方の必要性やその利点、そのような働き方を可能とする取組等について、

企業経営者に取組を呼びかけるものであり、その広報・普及活動に取り組んでいるところである。

また、2007（平成19）年12月には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる官民トップ会議において、仕事と生活の調和に関する基本的な考え方を示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び国・地方公共団体・企業の具体的取組や政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」